

「(仮称) 逗子新宿プロジェクト」に係る経過書

(1) 逗子市景観条例

年月日	手続き概要	資料 NO
平成 29 年 1 月 10 日	事前相談書の提出を受け手続き開始。(当事業は当該面積が 1,000 m ² 未満のため、「小規模対象事業」に該当。)	
平成 29 年 1 月 16 日	有識者 5 名による景観審査委員会で審査を行い、植栽の在り方や維持管理、建物の外観計画等を景観配慮要望書として取りまとめ事業者へ通知。(2 月 16 日通知)	
平成 29 年 3 月 7 日	要望事項を反映した景観配慮書案を収受。	
平成 29 年 3 月 14 日	関係区域を決定・通知し、告示・縦覧を行った。 (告示：17 日、縦覧期間：3 月 21 日～4 月 3 日)	
平成 29 年 3 月 24 日	関係区域に計画概要の配布、説明が開始される。	
平成 29 年 4 月 4 日	近隣周辺の住民 3 名から意見書が提出される。主に階数、地盤面(高さ)、植栽、戸数等についての意見があった。 (小規模対象事業のため、施行規則第 31 条に基づき公聴会は不開催)	K 1
平成 29 年 4 月 30 日 平成 29 年 6 月 4 日	まちづくり条例と兼ねた説明会が開催される。	
平成 29 年 6 月 5 日	事業者より意見書に対する見解書が提出された。植栽、地盤面(高さ)については近隣住民の意見を受け、変更する旨の見解が示される。 (告示：7 日、縦覧期間：6 月 8 日～6 月 21 日)	K 2
平成 29 年 6 月 13 日	景観審査委員会に諮問を行った。	
平成 29 年 7 月 7 日	景観審査委員会より、答申が示された。植栽計画十分に配慮されているといえるが、クロマツを取り入れることは検討されたいこと、建築物の高さある程度対応されているが、建物としての質の確保を考慮した上で、調整の余地があるか検討されたいこと。	
平成 29 年 7 月 11 日	審査書を告示し、事業者へ送付した。	
平成 29 年 7 月 27 日	景観配慮書が提出された。植栽にクロマツを採用。	K 3
平成 29 年 7 月 28 日	完了書を交付し、事前手続き完了。 (告示：28 日、景観配慮書の縦覧期間：7 月 31 日～8 月 8 日)	

(2) 逗子市まちづくり条例

年月日	手続き概要	資料 NO
平成 29 年 3 月 8 日	開発事業構想届出書の提出を受け手続き開始。同日看板設置。 10 日に告示を行う。	
平成 29 年 4 月 12 日	開発事業事前相談申出書の提出を収受。14 日に告示を行う。 住民説明・公共施設等協議が開始される。	
平成 29 年 4 月 30 日 平成 29 年 6 月 4 日	景観条例と兼ねた説明会が開催される。	M 1
平成 29 年 9 月 7 日	住民説明報告・各課協議終了・景観条例の事前手続き完了を受け、 開発事業事前協議申請書が提出される。	M 2
平成 29 年 9 月 12 日	告示・縦覧を行った。 (告示：12 日、縦覧期間：9 月 13 日～10 月 13 日。)	
平成 29 年 10 月 13 日	公聴会請求署名簿が提出される。 (署名簿の縦覧期間：10 月 26 日～11 月 6 日)	
平成 29 年 11 月 7 日	審査を行い、有効署名数（12 名）が収集対象なる近隣住民の総 数（14 名）の過半数を超えていることを確認。 審査結果を確定し、同日告示。	
平成 29 年 11 月 10 日	公聴会の開催を決定し、告示する。 (縦覧期間：11 月 10 日～12 月 7 日) 意見陳述書が 12 月 1 日に 3 通提出される。	M 3
平成 29 年 12 月 8 日	公聴会を開催。 公述人 3 名により、主に景観の保全、風水害や管理上の問題等 について公述され、それに対する回答・見解を事業者及び代理者が 意見表明した。	M 4
平成 29 年 12 月 21 日	公聴会報告書を作成。同日告示を行う。 (縦覧期間：平成 29 年 12 月 22 日～平成 30 年 1 月 26 日)	M 5
平成 30 年 1 月 25 日	議会に意見を求める陳情書が提出される。	